

相続人代表者指定届
(兼 固定資産現所有者代表者指定届)

令和元年 5月 1日

宍粟市長 様

住所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地6

フリガナ シノウ タロウ

届出人(相続人) 氏名 宍粟 太郎

電話番号 (0790) 63 - 3124



被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び、還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第 343 条第2項に定める現所有者(納税義務者)の代表とすることをあわせて届け出ます。

なお、今後この届出内容について、当事者間で問題が生じた場合は、当方において解決し、貴市には一切迷惑はおかけしません。

1 被相続人(亡くなられた方)

死亡時の住所

宍粟市山崎町中広瀬 133 番地6

氏名

宍粟 一郎

死亡年月日

令和元年 5月 1日

2 相続人代表者兼固定資産現所有者代表者(書類の送付先)

住所

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地6 (電話番号 - -)

フリガナ

シノウ タロウ

氏名

宍粟 太郎

被相続人との続柄

配偶者 子
その他()

相続持分

法定
指定(/)

生年月日

昭和45年1月1日

法人番号

3 相続人代表者以外の相続人

相続人

住所

〒671-4192 宍粟市一宮町安積 1347 番地3

フリガナ

イチノミヤ ハナコ

氏名

一宮 花子

被相続人との続柄

配偶者 子
その他()

相続持分

法定
指定(/)

生年月日

昭和15年1月1日

法人番号

相続人

住所

〒671-4221 宍粟市波賀町上野 257 番地

フリガナ

ハガ イチロウ

氏名

波賀 一郎

被相続人との続柄

配偶者 子
その他()

相続持分

法定
指定(/)

生年月日

昭和50年1月1日

法人番号

相続人

住所

〒671-3201 宍粟市千種町千草 168 番地

フリガナ

チクサ ハナコ

氏名

千種 花子

被相続人との続柄

配偶者 子
その他(子の子)

相続持分

法定
指定(/)

生年月日

平成11年1月1日

法人番号

4 その他

相続登記について

完了済 予定あり(令和元年 7月頃) 未定 固定資産なし

遺産分割協議書・遺言などについて

あり(遺産分割協議書、又は公正証書遺言の写しを添付してください。)
なし

相続放棄について

相続人の中に相続放棄した方がいる場合は、相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。

この届出は、課税台帳上の所有者に関するものであり、不動産登記簿の所有権移転のためのものではありません。

裏面もご覧ください→

←相続人代表者以外の相続人が4名以上の時は任意の用紙に記入してください。

相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者代表者指定届)について

1.相続人代表者指定届について(すべての市税に適用)

- (1) 賦課期日(※)以後に納税義務者が亡くなった場合、亡くなった方(被相続人)に課されるべき、又は納付すべき税がある場合は、相続人がその納税義務を承継し、納税することになります。【地方税法第9条】
- (2) 相続人一人ひとりに、納税や還付に関する書類を送付することは、お互いに効率が悪いために、相続人の中からそれらの書類を受け取る代表者を指定していただく仕組みになっています。【地方税法第9条の2】

※賦課期日について・・・課税要件の判定をする基準日のことで、税目により異なります。(下表のとおり)

税目	固定資産税・都市計画税	個人市民税・個人県民税	軽自動車税	国民健康保険税
賦課期日	1月1日	1月1日	4月1日	4月1日 (4月1日以降に新たに国民健康保険に加入した場合はその加入した日)

2.現所有者代表者指定届について(固定資産税・都市計画税に適用)

- (1) 固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、登記簿、土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記・登録されている人が納税義務者となります。【地方税法第343条第2項前段】
- (2) 賦課期日(1月1日)以前に、固定資産の登記又は登録されている所有者が亡くなっている場合、その固定資産を現に所有している者が納税義務者となります。【地方税法第343条第2項後段】
現に所有している者(以下、「現所有者」)は、個人の場合、原則として相続人となり、相続人が複数名いる場合は、相続人全員が「現所有者」となります。また、相続人全員の共有物であることから、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。【地方税法第10条の2】
- (3) 本来であれば現所有者一人ひとりに、納税の告知をすべきところですが、すべての相続人の所在等が明らかになるまで調査をすると、納期限までに納税の告知ができず、結果として納期限が著しく短くなってしまふおそれがあることから、現所有者の代表者を指定していただくことで、スムーズに納税の告知を行うことができます。
- (4) 万一、現所有者の代表者が固定資産税を滞納した場合等は、代表者以外の現所有者についても納税の告知を行います。
- (5) 連帯納税義務であることから、代表者が支払った納付額のうち、自己の相続分を超えて納付した分は、他の相続人に対して求償権を行使することができます。
- (6) 被相続人が先代名義等の固定資産に係る現所有者の代表者に指定されていた場合は、新たに現所有者の代表者を別途指定していただくことになります。登記・登録名義人ごとにそれぞれ現所有者代表者指定届の提出が必要です。

3.添付書類について

届出日に遺産分割協議書、又は公正証書遺言がお手元でない場合は添付を省略してご提出ください。
相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合、必ず裁判所より発行される「相続放棄申述受理通知書」の写しを御提出ください。

参考 相続人の範囲と順位

